

広島県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十九年十一月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十一月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉川大多田線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧				
一五・三〇 三九・二〇	一四・四〇 四一・八〇			一五〇・〇〇	一部拡幅 一部幅員減少
東広島市八本松町吉川一八四八番一地先から 東広島市八本松町吉川五六二九番一地先まで					